

## 提案団体からの見解について補足資料 (農地中間管理事業に係る事務手続きの簡素化)

栃木県

農地中間管理事業推進上の課題として、事務手続きの煩雑さや事務手続き期間の長さについて、制度利用者である農業者や市町等の関係機関が指摘しています。

平成27年7月10日に開催された農地中間管理事業等に関する都道府県等責任者会議において、「農地中間管理事業の運用上の改善・工夫の例」として改善策が一部示されたものの十分な内容とはいえない状況です。

本提案は、こうした状況を踏まえた上での内容であるため、次のとおり再検討を要望するとともに、国においても制度の簡素化について積極的な提案を要望します。

### 1 農用地利用配分計画の認可申請に係る添付資料の簡素化について

《回答（各府省）》

現行制度では、機構から農地を借り受ける場合には、農地法第3条の許可なく権利を取得できることから、農地法第3条の許可要件を満たしているかを配分計画作成時にきちんと審査する必要があり、農地法で許可を受ける際に必要となる書類と同様の書類を配分計画に添付することとしている。このため、御提案のように、機構から借り受ける時だけに審査を緩めることにつながる添付書類の省略を行うことは適当ではないと考えている。ただし、全部事項証明書については、来年4月以降の農地情報公開システム改良後に、その添付を不要とできないか検討することとしている。

《提案団体からの見解》

#### ◆ 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）第十一条第二項第二号の一、三～八について

再検討を要望します。

回答のとおり機構から農地を借り受ける場合には、農地法第3条の許可なく権利を取得できることから、原則として農地法第3条の許可要件を満たしているか審査する必要があることは承知しています。

ただし、認定農業者又は認定就農者については、農業経営基盤強化促進法第十二条又は第十四条の四により農業経営の現状及び農業経営の改善等が記載された農業経営改善計画又は青年等就農計画において、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであることを踏まえて市町村が既に審査し認定しているため、両者については、特例として農地法第3条の許可要件相当の審査を一部省略し、審査の迅速化を図ることが可能であると考えられます。従って、法律施行規則第十一条第二項第二号の一、三～八に係る添付資料については、認定農業者又は認定就農者は特例として農業経営改善計画認定書の写し等により代替可能として施行規則等の見直しをご検討願います。

#### ◆ 法律施行規則第十一条第二項第二号の二について（全部事項証明書の添付関係）

回答内容について承知しました。

### 2 農業者等による協議の結果による農用地利用配分計画案の作成及び同計画の縦覧の

## 廃止について

### 《回答（各府省）》

農地中間管理機構は、公的な機関であり、公正・適正に貸付先の決定を行っていくことが求められることから、貸付先として選ばれなかった借受希望者が意見書を提出できる機会を設けることは必要であり、縦覧手続を廃止することは適当ではないと考えている。

### 《提案団体からの見解》

再検討を要望します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条における農業者等による協議の場の設置を公表した上で協議が行われ、農用地利用配分計画案は、市町村の協力により作成され、農業委員会の意見を聞くものとされており（法第十九条）、利害関係人を含めた十分な協議が行われており、改めて公告・縦覧の必要性はないと考えられます。

なお、本県において平成 27 年 7 月末までに 312 件の農用地利用配分計画の公告・縦覧を行っていますが、縦覧者及び意見書の提出は 1 件もなく、形骸化した手続きとなっているのが実態です。

## 3 農用地等の利用状況の報告の廃止について

### 《回答（各府省）》

利用状況の報告に関する規定については、受け手が適切に農地を利用していることを確認し、適正に利用していないと認められるときには貸借等の解除を行えるよう設けているものであり、農地中間管理事業により農地の利用の効率化及び高度化を促進する上では不可欠な規定であることから、これを廃止することは適当ではないと考えている。

### 《提案団体からの見解》

回答のとおり廃止することが適当でないことは承知しましたが、次により農用地等の利用状況の報告の報告対象者の限定化することで再検討を要望します。

#### ◆農用地等の利用状況の報告の報告対象者の限定化

農業経営基盤強化促進法による権利設定においても、同法第十八条第二項第七号に利用権設定を受ける者の利用状況の報告が規定されています。しかし、その対象は「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合」（主に新規参入の企業等）であり、地域の担い手である個別経営体や農業生産法人等は報告対象者ではありません。前述のとおり農地中間管理事業の転貸先は、太宗が認定農業者等（個別経営体や農業生産法人等）の地域内の担い手です。

従って、農業経営基盤強化促進法に準じて利用状況の報告の報告対象者を「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる場合」に限定化するべきと考えられます。

なお、農業委員会による利用状況調査及び指導によって当該農用地等の適正利用が図られていないことが明らかになった場合に限り、貸借権の設定等の解除を規定することで十分に対応できると考えられます。（前提として、施行規則等の規定で、問題

がある農地についての農業委員会から機構への報告等を加えることを想定。)

**【対象となる規定等の改正案】**（農用地等の利用状況の報告の報告対象者の限定化）

○農地中間管理事業の推進に関する法律

（平成二十五年法律第百一号）

第二十一条

第十八条第四項第四号に規定する者は、第十八条同第五項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者場合には、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、農地中間管理機構に報告しなければならない。

第〇条

~~二農地中間管理機構は、前項に規定する第二十一条第十八条第五項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権の設定等を受けた者が次の各号のいずれかに該当する当該農用地等を適正に利用していないと認めるときは、都道府県知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。~~

~~一当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。~~

~~二正当な理由がなく前項の規定による報告をしないとき。~~

4 機構の業務委託の都道府県知事の承認手続きの廃止について

《回答（各府省）》

機構の業務委託に関する都道府県知事の承認については、公正に業務を遂行できる者が委託先として選定されることを担保するために設けているものであり、これを廃止することは適当ではないと考えている。

《提案団体からの見解》

再検討を要望します。

農地中間管理事業の実施については、農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）により機構が事業主体として事業を実施しているところです。機構による市町等への業務委託については同事業の計画協議において十分に県が審査することが可能であり、法令上の都道府県知事の承認行為がなくても、適切に機構が業務委託を行うことは可能であると考えられます。